

## 病児・病後児保育実施施設の開設について

本市では、保護者が仕事を休めず、病気の子どもを家庭で看病できないときなどに、保護者に代わって子どもを一時的にお預かりする病児・病後児保育事業を実施しています。

この度、これまでの市内 3 医療機関に加え、西部・北部地区の認定こども園等でも、事業を開始することになりました。

### 1. 実施施設（ ）内は病児施設の名称【別紙参照】

- 三葉幼稚園（三葉病児園） 住所：山西町 542-1
- 高木保育園（名称未定） 住所：高木町 252

### 2. 開設時期

- 三葉幼稚園 令和 6 年 3 月 13 日
- 高木保育園 令和 6 年秋頃（予定）

### 3. 三葉幼稚園での病児保育の概要

- 定員数 6 名
- 開設時間 月～金 8 時 00 分～17 時 30 分  
土 8 時 00 分～12 時 30 分  
(高木保育園の開設時間等は、今後、施設と協議予定。)

### 4. その他

#### (1) 医師連絡票の発行について【別紙参照】

- ・ 医療機関以外で病児保育を実施する場合、国の基準により、利用者が施設に病状を記載した医師連絡票を提出する必要あり。
- ・ 市内の医療機関に対し、医師連絡票の発行に関する協力依頼を文書にて発出済。

#### (2) 利用方法等について

- ・ 利用の際は、既存の施設と同様、スマートフォンやパソコンなどから病児・病後児保育予約システムでの予約が必要。